

令和4年度 所沢市行政不服審査会の答申の内容について

番号	事件内容	根拠法	申立日	諮問日	答申日	答申内容
1	軽自動車税(種別割)課税処分取消請求事件	地方税法	令和4年5月9日	令和4年8月4日	令和4年8月25日	審査請求人が所有する軽自動車は、地方税法及び所沢市税条例に規定する課税免除の対象及び非課税の理由には該当しないから、本件処分を取り消す理由はなく、棄却すべきとの審査庁の意見は妥当である。
2	市税減免申請棄却処分取消請求事件	地方税法	令和4年5月27日	令和4年8月4日	令和4年8月25日	審査請求人が所有する軽自動車は、地方税法及び所沢市税条例に規定する課税免除の対象及び非課税の理由には該当しないから、本件処分を取り消す理由はなく、棄却すべきとの審査庁の意見は妥当である。
3	重度心身障害児等医療費支給停止処分取消請求事件	所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例	令和4年10月30日	令和5年1月18日	令和5年3月15日	支給停止処分に係る本件審査請求については、条例の施行から適用までに3年9か月の経過措置期間を設けていること及び複数の媒体にて周知していることから、審査請求人の主張は本件処分を取り消す理由とは認められず、棄却すべきとの審査庁の意見は妥当である。
4	法人市民税督促処分取消請求事件	地方税法	令和4年8月25日	令和5年1月26日	令和5年3月15日	督促処分に係る本件審査請求については、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、審査請求人の主張は本件処分を取り消す理由とは認められず、棄却すべきとの審査庁の意見は妥当である。
5	戸籍の附票の写し不交付処分取消請求事件	住民基本台帳法	令和4年11月2日	令和5年3月2日	令和5年3月31日	不交付処分に係る本件審査請求については、事務処理要領に従い適正に行われた処分であることから、審査請求人の主張は本件処分を取り消す理由とは認められず、棄却すべきとの審査庁の意見は妥当である。